

令和 元年度（2019年）本部事業計画

1 令和 元年度（2019年）主な本部事業計画（案）

(1) 基本方針

- ア 利用者の尊厳に答え得る安心・安全な福祉サービスの提供
- イ 組織の総合力を活用した効率的な運営による、安定的経営体制の構築
- ウ 法令を遵守した透明性の高い法人の運営
- エ 新たな施設整備など、今後の発展を見据えた人材募集活動の強化と誇りと使命感にあふれた規律ある職員の育成
- オ 他の施設ではできない業務負託に答え得る強い法人作りと、支える職員処遇の更なる発展
- カ 地道な本来業務の推進と出来得る社会や地域貢献の模索

(2) 重点事業

ア 総務課

- (ア) 理事会・評議員会の充実
- (イ) 内部監査体制の充実強化
- (ウ) 人事、給与、教養、福利厚生を含めた職員育成や処遇の検討と改善
- (エ) 各種会議等を通じ、施設等に対する指導調整機能の強化
- (オ) 外部関係機関との連携による社会貢献への取り組み

イ 財務課

- (ア) 施設等の経営状況分析と財務指導管理の徹底
- (イ) 公正で透明化された財務、会計事務の推進
- (ウ) 財務的立場からの新たな施設建設指導

ウ 指導課

- (ア) 運営、処遇における法人コンプライアンスの指導徹底
- (イ) 職員募集活動の企画指導と職員相談を通じた離職率防止指導

2 主な行事計画

○ 平成 31 年度（2019 年）理事会・評議員会開催

(1) 理事会（4 回）

6 月 6 日（木、決算理事会）、9 月 12 日（木）、12 月 3 日（火）、
翌年 3 月 19 日（木、予算理事会）

(2) 定時評議員会（1 回）、評議員会（2 回）

定時評議員会 6 月 21 日（金）、
評議員会 12 月 13 日（金） 翌年 3 月 27 日（金）

○ 主任、係長及び課長会議 5 月中旬（主任、係長）、11 月下旬（課長以上）

○ 職員日帰り研修旅行 6 月 13 日（木）、23 日（日）

○ 施設等職員交流会（ボーリング大会） 11 月 22 日（金）

○ ルピナスだよりの発行（3 回）

○ 職員新年会の開催（2020 年 1 月 10 日 金）

平成 31 年度（令和元年）ルピナス会年間事業計画一覧

4月	定期異動（中旬）
5月	「ルピナスだより」春号発行 主任、係長会議（中旬）
6月	第1回理事会（6日 木 決算理事会） 職員日帰り研修旅行(6/13 木、6/23 日) 定時評議員会、理事会（21日 金）
7月	
8月	
9月	「ルピナスだより」秋号発行 第2回理事会（12日 木）
10月	
11月	施設等職員交流会（22日 金 ポーリング大会） 課長以上会議（下旬）
12月	第3回定時理事会（3日 火） 第2回評議員会（13日 金 ※役員、幹部検討会）
2020年 1月	ルピナス会新年会開催（10日 金） 「ルピナスだより」新年号発行
2月	
3月	第4回理事会（19日 木） 第3回評議員会（27日 金）

特別養護老人ホームルピナス園事業計画

利用者の重度化に伴い、身体面、精神面並びに環境面などあらゆる角度から課題分析を行い、様々なニーズに応えるため画一的なサービス提供にならないよう、一人ひとりの心に寄り添ったケアに努める。

1 職員の資質の向上

各委員会を中心に計画的に施設内研修を実施するとともに、外部の各研修会に積極的に参加し、専門的知識・技能の習得を目指す。

2 地域社会との連携

開かれた福祉施設として地域福祉に貢献するため、地域の福祉関係機関や住民との連携・交流を積極的に推進する。

3 施設整備について

利用者が心おだやかに生活できるように、環境整備、施設設備機器の計画的修繕や、不測の事態に対応し安全と居住性の改善を図る。今年度は、消防設備、災害対応ガスバルクタンクの入替を予定。

4 人材の確保

引続き労働局推奨の「キャリアアップ」制度に参画し非正規雇用の職員を正規雇用へ転換を図る。あるいは資格取得の援助に努める。今年度も職員の意欲・能力を向上させ優秀な人材の確保・育成のために継続していく。

5 災害に対する対応

火災や地震だけでなく、水害にも対処するために非常災害対策計画の見直し、あるいは水害時の避難確保計画を作成し水害を想定した避難訓練を実施する。

6 数値目標

入所定員 80名 平均稼働率 95% 平均介護度 4.0

7 入所者・職員の状況

① 職員の職種・人数（前年度と比較しての増減）

施設長 1名 副施設長 1名 事務員 2名 介護支援専門員 1名 相談員 1名 管理栄養士 1名 看護職員 5名 機能訓練員 1名 用務 2名 (1減) 介護職 27名体制で事業運営を行う

かみさとデイサービスセンター事業計画

昨年度の評定化を継続した理学療法士等によるサーキットリハビリをさらに強化するとともに、利用者のニーズを把握したより良いサービスを提供することで利用者増に努めます。上里町が行う総合事業（介護予防、日常生活支援総合事業）に積極的に支援し、地域に根ざしたデイサービスを目指し

事業推進をはかります。

数値目標 通所定員 20名／日 稼働率 85%以上

かみさと居宅介護支援事業所事業計画

利用者様が住み慣れた町で、満足のいく生活が実現されることに重きを置いたプランを提供し支援させていただきます。

介護支援専門員2名体制により地域関係各機関と密接な連携を図りながら、利用者の増加に繋がります。

職員職種 主任介護支援専門員 1人

介護支援専門員 1人

数値目標 ケアプラン作成 31年度延べ 750人 登録者数 75人

ルピナス神川ホーム事業計画

利用者主体の福祉サービスを基本方針と捉え、生活の質の向上と社会参加の促進を目指します。また、短期入所施設及び生活介護施設の建設整備に向けた取り組みを図ります。

本年度の重点目標は次のとおりとします。

1 生活介護、入所支援の充実

利用者様の意向を踏まえた生きがいの持てるライフスタイル（個別支援計画）の作成に努めて参ります。また、日中活動や外出レクリエーションのマンネリ化を防ぎ、楽しみを感じられるような企画内容で充実を図って参ります。

2 働きがいのある職場作りと人材育成

個人の能力を最大限に発揮できるやりがいのある職場作りと人材の育成に努めて参ります。また、福祉ニーズの多様化に対応できるよう各種研修会等に参加させるとともに、資格取得や職員のスキルアップの向上を図ります。

3 社会貢献へ積極的努力と施設整備への取り組み

地域で困っている方の短期入所（空床型）の受入れを積極的に行います。また「彩の国あんしんセーフティネット」事業における生活・就労支援についても継続的な実施をはかります。

- 4 災害（火災等）防止対策の強化
災害に対する意識を高め、防災器具、非常食等の点検整備や定期訓練に取り組み、有事に備えた安全対策に努めて参ります。
- 5 リスクマネジメント体制の強化及び指導
日頃からの危機管理に対する意識を持ち、介護事故や誤薬及び感染防止に努めて参ります。また、虐待についての認識を深めるため、虐待防止に対する職員の指導教育にも積極的に努めて参ります（課長は、県研修委員に指定されている）。
- 6 数値目標
稼働率 定員 50人 95%
平均支援区分 5.4（前年度同様）
短期入所（空床型、新たな利用者 5人増）を目標
職員（短期入所開設に向けた支援員）4～5人増員

介護老人保健施設かみさとナーシングホーム事業計画

当施設は、平成 30 年 10 月より介護老人保健施設の 5 つの類型のうち上位から 2 番目の在宅強化型を算定している。北部地域では在宅強化型は少なく、引き続きリハビリ強化、在宅復帰、地域貢献を積極的に進めていく方針です。

- 1 基本方針：在宅強化型施設として
 - (1) 包括的ケアサービス
ニーズに合わせた在宅生活、施設生活が過ごせるようチームで支援する。
 - (2) リハビリテーション施設
入所後 3 か月間は原則毎日リハビリテーションの実施
入所後 3 ヶ月以降は週 3 回のリハビリテーション実施
 - (3) 在宅復帰施設
多職種からなるチームケアで早期の在宅復帰に務める。
 - (4) 在宅生活支援施設
介護予防に努め、各サービス（訪問・通所・入所など）を提供するとともに、入所後や退所後の訪問指導を多職種で実施、自立した在宅生活の継続に向け支援する。
 - (5) 地域に根ざした施設
施設や地域の諸行事等を通じた住民との交流を活発化させる中で、持てる力を反映した種々のケア相談に対応するとともに、関係機関との連携力を効果的に活用、地域と一体となったケアを積極的に担います。
- 2 稼働率に関する数値目標

(1) 入所稼働率
定員 80名(ショートステイは空床利用)
目標値 年間 93%以上

(2) 通所稼働率
定員 20名/日
目標値 年間 99%

3 課題別重点計画

- (1) 在宅強化型老健を維持するため、在宅復帰率 50%を目標とする
各種のアセスメントに基づき、多職種協働での計画立案を基に包括的ケアを実践し在宅復帰を支援する。
- (2) 施設内感染（インフルエンザ・ノロウイルス）等の予防について、手洗い、うがい、居室清掃・環境整備を徹底する。また、感染症研修（年2回を予定）を実施し、「感染源を持ち込まない」「持ち出さない」「拡げない」ために標準予防措置策を周知・徹底する。
- (3) 施設職員のキャリアアップのための研修参加について
事故防止、虐待防止等の研修会への積極的な職員参加をはかる。
- (4) 有事への備え
事業継続計画を取り入れた災害訓練「BCP・・・business continuity planning」に基づき、災害訓練を行う
- (5) リスクマネジメント機能の強化を図る

4 諸行事等

- (1) 文化祭
施設の一大イベントとして、来賓招待による施設、利用者、家族及び地域住民との交流の場として開催する。11月の第2週か3週の土曜日を予定している。
- (2) 家族介護教室
上里町後援（上里広報誌でも広報する）により、3回開催を予定している。
- (3) 職員研修
埼玉及び全国介護老人保健施設大会において研究発表をおこなう。
- (4) 地域の小学校社会見学、中学校職場体験学習、各団体ボランティア受け入れ、慰問受入れをおこなう。

かみさとナーシングステーション事業計画(案)

1 運営方針

- (1) 利用される方々の心身の特性を踏まえ、各個人の意思及び人格を尊重しながら訪問介護計画を作成し、計画に沿ったサービスを実地します。

- (2) 関係市町村、医療事業者、居宅介護支援事業所及び他の居宅サービス事業者等と綿密な連絡を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- 2 サービス方針
 - (1) サービス提供責任者は、介護支援専門員等から利用者の情報を収集し、ケアプランに沿った、自立に向けた訪問介護計画を策定します。
 - (2) インフルエンザやノロウイルス等感染症予防のための対策を徹底します。
 - (3) 虐待等を発見した場合には、直ちに関係機関と協力して保全処置をとります。
- 3 職員の資質向上と定着化
訪問ヘルパーの資質向上に向け、定期的研修会や外部研修に積極的に参加します。
- 4 その他
 - (1) 災害発生時対応の訓練を徹底を行います。
 - (2) 交通規則を順守し、事故防止を図るべく余裕をもった運転計画の立案と車両管理の徹底に努めます。

ルピナス鴻巣ホーム事業計画

- 1 質の高いサービスの提供
利用者の生活ニーズの的確な把握により生きがい実践できる支援に努めます。また、リラクゼーション活動を提供するスヌーズレンについては、他の施設との「優位性」が保持できるよう継続に努めます。
- 2 職員の資質の向上と人材の確保
利用者への支援を充実させるため各種研修を受講し、職員の資質向上に努めます。また、優秀な人材確保のための施策を継続して実施します。
- 3 施設整備
車両の入替の他、計画的に施設設備及び機器の修繕や物品購入に努めます。
- 4 災害等に対する対策
防火避難訓練を年 3 回実施するとともに不審者対策訓練や洪水時の避難確保訓練も計画的に実施します。
- 5 社会貢献活動への継続実施
彩の国あんしんセーフティネット事業を継続するとともに、生活困窮者に対する就労支援も行い、地域から頼れる施設としての信頼が得られるように事業を実施します。
- 6 相談支援事業所の充実
現在、相談支援事業所の相談員は兼務で実施していますが、専従体制を確保

して、充実した相談支援を行います。

7 数値目標

稼働率	定員	50名	96%	平均区分	5.1	前年度同様
短期入所	定員	2名	53%	対前年度比	2%増	
相談支援事業所		50名		前年	29名	(入所者除く)

8 その他

(1) 職員数

H30年4月時点 38名

H31年度目標 42名

施設長 1、副施設長 1、事務員 2、相談専門員 1 (+1)、生活係 3、
管理栄養士 1、看護職員 2、サービス管理責任者 1、生活支援員 30 (+2)

相談支援事業所ルピナス本庄事業計画

第5期障害福祉計画（H30年度～H32年度）に係る国の基本指針の理念は、①障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援、②市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等、③入所等から地域生活移行への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備、④地域共生社会の実現に向けた取組であり、どれを取っても相談支援事業所が果さなければならぬ役割は間違いなく大きい。これら踏まえ、以下の項目を平成31年度事業計画の重点項目として掲げる。

1 チーム支援による他の相談支援事業所との差別化

複数の多種・多様な相談支援専門員を配置し、利用者等からの困難な相談でもチームで協力して対応し、迅速な解決に努める。本庄児玉圏域では他にない特定事業所加算を算定できる体制を維持し、「ルピナスの相談支援と言えればチーム支援」というイメージ定着を目指す。

2 質の高い相談体制及び利用計画等の作成

利用者の自己決定支援、意思決定支援に重きを置き、1人ひとりの「生きがいのある生活」に向け、サービス等利用計画等を通して支援する。また、常に権利擁護を念頭に置き、利用者等の代弁者になるとともに、自らも権利擁護や個人情報保護を徹底する。さらに、サービス等に対する苦情等を申し出やすい雰囲気を作り、小さな苦情等にも真摯に対応する。

3 地域とのさらなる信頼関係形成

相談支援事業所は、地域の方々、地域の事業所との連携があつてはじめて効果ある仕事ができ、地域との信頼関係形成は不可欠である。そのためにはこまめな連絡、調整、情報交換が必要であり、相談支援専門員は、可能な限り地域

に足を運び、相談、問い合わせ等の電話にも積極的に対応する。

4 効率化を念頭に置いた事業運営

相談支援事業の報酬は決して高いとは言えず、残念ながら、単体では事業の維持・継続ができないレベルである。そのため一義的な目的ではないが、可能な限り効率的な事業運営を心がける必要があり、常に試行錯誤を繰り返し、業務改善を継続していく。しかし、相談支援は利用者主体で、そのペースを尊重することが大切であるため事業所主体で効率化を目指すものでは決していない。

5 数値目標、算定加算等

相談支援専門員3名配置。現在、特定事業所加算Ⅲ、行動障害支援体制加算、精神障害者支援体制加算を算定。平成31年度は要医療児者支援体制加算の算定を目指す。

利用契約利用者数200名以上を目指す。